

事業者向け

『電子帳簿保存法の概要とその対応について』
『インボイス制度の実務対応について』

電子帳簿保存法は、平成10年7月に施行された法律です。その後、時代の流れに応じて複数回の改正が行われ、直近では令和4にも改正されています。本セミナーは、改正された電子帳簿保存法をわかりやすく説明します。

また10月1日からスタートするインボイス制度について、適格請求書の発行や経理処理、取引先管理に関する実務上の注意点についてご説明します。

■日時：令和5年9月27日(水)
15:00~17:00

■会場：関ヶ原町商工会 2階会議室

〒503-1501
岐阜県不破郡関ヶ原町関ヶ原2682-2
TEL 0584-43-0270

■講師：三浦陽平氏

公認会計士
税理士
行政書士
登録政治資金監査人

『電子帳簿保存法』とは

各税法において保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たしたうえで電子データによる保存を可能とすることと、所得税法・法人税法上の保存義務者が電子ファイルで送付・受領した請求書等のデータ保存を求めることを定めた法律です。

『電子取引データの保存』

令和6年1月1日から、電子データの添付ファイル等で受領・送付した請求書等は、①改ざん防止措置や、②検索機能の確保といった保存要件に従った電子データの保存が必要になる予定でしたが、相当の理由によってシステム対応が間に合わなかった事業者等は、一定の条件下で電子取引の出力書面（紙）の保存が可能であります。

受講申込書

※切り取らずにFAXしてください

関ヶ原町商工会 行

FAX 0584-43-1591

TEL 0584-43-0270

申込締切日：9月19日迄

事業所名		氏名	
住所	〒	TEL	
FAX		e-mail	

※ご記入いただいた個人情報は、本セミナーの運営以外の目的で使用することはありません。

お問合せ

関ヶ原町商工会

〒503-1501 岐阜県不破郡関ヶ原町関ヶ原2682-2

TEL:0584-43-0270 FAX:0584-43-1591

主催：岐阜県商工会連合会、岐阜・西濃ブロック広域支援室

共催：関ヶ原町商工会

(この事業は事業環境変化対応型支援事業として開催します)